

1. 核拡散を阻止すべき日本の役割

地球温暖化の影響により今年は記録的猛暑が続いていますが、米国が広島・長崎に原子爆弾を投下してから 68 回目の夏が訪れました。唯一の被爆国として、地球規模の核兵器拡散防止のための日本の役割は世界一大きいと言ってもよいと思いますが、どうしても指摘しておかねばならないことがあります。

それは、核兵器廃絶という大きな目標を達成するためには「原子爆弾の被害の悲惨さを世界に伝える」だけでは、残念ながら不十分であるという事です。もちろん核兵器の被害の悲惨さを世界中、特に米国人に知ってもらうのは非常に大事なことです。しかし、広島原爆資料館を訪れた米国人と話をすると、「非常に勉強になったけれども、日本が原爆投下前にどういうことをしていたのかという説明があればもっと良かったと思う」という感想をよく聞くのです。つまり、

- ①日本は原爆投下に至る前にどのような意思決定をし、どのような行動をとっていたのか
- ②米国はどのような計画をもとに原爆を開発し、どのような意思決定を経て広島・長崎に原爆を投下したのか

原子爆弾（核兵器）を開発、使用したのも、また犠牲になったのも全て人間なのです。原子爆弾を使用した側にも使用された側にも、そこには人による何らかの意思決定があり、その意思決定に基づいて行動した人がいるわけです。これについて学ばない限り、再度人間が同じ過ちを繰り返すことを止めることはできないのです。残念ながら「二度と過ちを繰り返さぬ」ように祈っているだけでは核拡散を止めることはできません。人間の思考パターンや行動パターンというものは、時代を経ても大きく変わることがないことは歴史が証明しています。もしこの二つの説明が原爆資料館に加われば、日本人とアメリカ人を含め、世界中から広島・長崎を訪れる全ての人に、このような残虐な兵器の使用に至った人間の行動について学び、考える機会を与えることができます。そのような人が世界中に一人でも増えるということは、「二度と核兵器を使用しない」という目的のために最大限に寄与するものになるのです。

2. 広島危機は伝えられなかった

ほとんど知られていませんが、戦時中の海軍と陸軍には、敵の米軍機の通信内容を傍受し、内容を分析する極秘任務を命じられた部隊がありました。戦前の軍組織は現在の官僚組織と全く同じ縦割りの組織で、海軍と陸軍は重要な情報は共有することもあります。基本的にはそれぞれ独立して情報を入手、分析を行っており、共同でこういった任務に従事するという事はありませんでした。

陸軍では、作戦指揮部門のトップである参謀総長の直轄部隊として「陸軍特種情報部」という部隊があり、東京の高井戸に通信傍受のための施設がありました。また海軍では作戦指揮部門のトップである軍令部総長の直轄部隊として「海軍大和田通信隊」という部隊があり、通信傍受施設は現在の埼玉県新座市に存在し、その施設は戦後米軍に提供され、現在も在日米軍に通信施設として使用されています。

戦争末期になると、米軍に奪われたサイパン島などのマリアナ諸島にある基地から、連日大量の B29 爆撃機が本土爆撃に飛来していました。全ての B29 は発進前に確認のための電文を発信するのですが、電文の冒頭には、どこの基地（サイパン島は V400 番台、グアム島は V500 番台、テニアン島は V700 番台）から発進した何番機かという「コールサイン」というものがありました。このコールサインだけは暗号化されていなかったため日本軍はその内容を把握することができたのです。しかし、コールサインに続く電文は暗号化されており、当時の日本軍には毎日暗号ルールを変更する米軍の暗号を解読する技術はなく、電文の内容を解析することはできませんでした。

しかし、マリアナ諸島から発進し日本へ向かう B29 の編隊は、その中間にある硫黄島周辺で再度コールサインの入った電文を発信するので、その時点で「敵機 000 機が日本へ接近中」という情報を掴むことができ、軍上層部へのその旨の報告がなされました。そして日本本土へ接近する直前、指揮官機が再度短い電文を発進するので、この発信元の傍受に成功すると、日本のどの方向に何時頃、何機が襲来するかが予測でき、この情報を防空部隊に報告するのがこれらの部隊の任務でした。この情報により事前に関係各部に警戒警報を出すことができるので、防空作戦に非常に役に立ったのです。

1945 年 5 月、陸軍参謀本部第二部（情報部）の堀栄三少佐は、以前には存在しなかった V600 番台のコールサインが突如テニアン島に現れたことに気づいていました。この少数の V600 番台の航空機はその後、マリアナ諸島や硫黄島周辺で訓練のような飛行を何度も繰り返していることを方向探知により掴んでいました。7 月末にはいよいよこれは何らかの特殊な任務を負った部隊に違いないと堀少佐は確信し、「特殊任務機」と名付け、陸軍特種情報部は人員を増強し連日連夜、その動きを監視していたのです。また、海軍大和田通信隊も 7 月には同様に、この謎の部隊のコールサインに気づいていました。

陸軍参謀本部二部は情報収集、分析を専門とする部門であったのですが、アメリカが同年 7 月 16 日に人類史上初の原爆実験に成功したとの情報は、残念ながら収集できていなかったようです。ちなみにソ連のスターリンはアメリカ国内のスパイを通じ、アメリカの原爆の開発状況を掴んでいました。堀少佐は「アメリカがニューメキシコで新兵器の実験を行った」という情報は入手していたようですが、それが原子爆弾であるということまでは掴めませんでした。結局、例の特殊任務機の任務は原爆投下であるということは、投下されるまでわからなかったのです。

1945 年 8 月 6 日早朝、堀少佐と陸軍特種情報部は、あの特殊任務機がテニアン島から発進したことを確認、そして硫黄島上空で「我ら目標へ進行中」という暗号化されていない無線電話を傍受することに成功、特殊任務機が日本へ接近中であることを掴みます。この時点では最終目標地がどこなのかはわかりません。午前 7 時 20 分ごろ、豊後水道上空で再度コールサインを傍受、そして最終的に広島上空でコールサインを傍受します。堀少佐は以前の米軍の空襲パターンから、都市上空でコールサインを出した場合は攻撃に先立つ気象観測機であり、その後攻撃機が飛来するという二段階の攻撃パターンを掴んでいました。特殊任務機の攻撃目標は広島だと確信した堀少佐はこの情報を上層部に報告しました。

一方、広島の司令部は午前、豊後水道から敵機が接近中との情報を得て、警戒警報、空襲警報を発令します。しかし、飛来した B29 が何もせずに飛び去ってしまうと、午前 7 時半過ぎ、あろうことか警報を解除してしまうのです。堀少佐と特種情報部はこの B29 は攻撃に先立つ気象観測機であり、広島へ危機が迫っていることを察知し、情報を上層部に報告していたのですが、残念ながらこの情報が参謀本部から広島へ伝えられることはありませんでした。気象観測機の報告を受けた攻撃機、エノラ・ゲイ号は午前 8 時 15 分に原子爆弾を投下しました。広島は警戒警報を解除した無防備の状態では爆することとなったのです。

なぜこのようなことになってしまうのでしょうか。福島原発事故処理の際の政府や東京電力の行動との共通点を感じるのは私だけなのでしょうか。これが「日本の官僚的組織」の姿なのです。

3. 防げたはずの長崎原爆投下

陸海軍の両諜報部隊は広島に B29 爆撃機の原爆投下について、原爆搭載機であることまでは把握できなかったものの、何らかの「特殊な任務」を負った攻撃機であり、事前に危険を察知できていたことを述べました。また、少なくとも陸軍特種情報部は、参謀本部第二部（情報部）堀栄三少佐を通じてこの情報を上層部に報告しましたが、広島司令部とは共有されず、広島市民は警戒警報が解除された無防備な状態で被爆したことを述べました。

さて、陸軍特種情報部そして海軍大和田通信隊は、1945 年 8 月 9 日、またしても広島の時と同様のコールサインを発する米軍機が日本へ向かって飛行中であることを掴みます。この時点で、広島で 8 月 6 日に何が起こったかは既に軍は把握しています。大和田通信隊は直ちに広島の時と同様の攻撃が数時間以内に日本のどこかで行われる可能性が高いという事を海軍軍司令部へ報告します。同様に陸軍特種情報部も、堀少佐の記録ノートに「8 月 9 日も同様にキャッチ」という記載があり、また陸軍の梅津美治郎参謀総長へ情報を伝える秘書的役割であった井上忠男陸軍中佐のメモに「特殊爆弾 V675 通信上事前二察知スル 長崎爆撃前 五時間前」という記載があることから、事前に参謀本部のトップである梅津にまで情報が伝えられていた可能性が高いと言えるでしょう。

しかし残念ながら、またしてもこれらの情報が活かされることはありませんでした。長崎司令部は B29 が接近中であることは把握できていましたが、それが「特殊爆弾機」であることは伝えられることがありませんでした。

当時、長崎の北 15 キロにある大村市には、源田実大佐率いる海軍三四三航空部隊が配備されていました。源田は航空機の専門家であり、戦後は自衛隊で航空幕僚長も務め、あのブルーインパルスを作ったのも源田氏です。三四三航空部隊には海軍の最新鋭戦闘機「紫電改」が配備されていました。「紫電改」は B29 の飛行高度 10,000 メートルでの飛行が可能であり、B29 に対抗できる数少ない戦闘機だったのです。ちなみに先日、残念ながらヨットでの太平洋横断に失敗し、漂流していた辛坊治郎さんを荒波の海上で救出した自衛隊機もこの「紫電改」の技術が使われているそうです。それぐらい高性能の航空機だったわけです。

この三四三航空部隊は、米軍の本土上陸作戦に備え大村に配備されており、8 月 8 日の空襲の際にも出撃していました。命令があれば直ちに発進し、米軍爆撃機を迎撃できる態勢にあったのです。しかも、8 月 9 日の B29 の最初の原爆攻撃目標は小倉であり、曇りのため視界が悪く第二目標である長崎へ向かっていることから、適切に情報が共有されていれば、時間的にも原爆搭載機を迎撃、少なくとも長崎上空での投下を防ぐことはできた

ものと思われます。参謀本部堀少佐の「8月9日も同様にキャッチしたが、処置なし。あとの祭りとなる」という無念のメモがノートに残っているのです。

当時の堀少佐の上司は参謀本部第二部長である有末精三中将ですが、特殊情報部の機密情報の報告が当時どのように上げられていたのかはわかりません。しかし、日本の軍部という組織は、原爆搭載機の長崎接近という情報を現場レベルで把握し、B29を迎撃できる戦闘機を配備させていたのにも関わらず、情報を全く生かせずに多数の市民を被爆させてしまうような組織であったということは事実なのです。

梅津参謀総長は敗戦後、「無言の將軍」という通称がつけられたように、東京裁判においてもほとんど証言をせず、手記も残っていないので、彼がこの情報についてどのように判断、処理をしたのかは知る由がありません。陸軍は本気でそう思っていたのかどうかはともかく、表向きは最後まで本土決戦を主張していますから、アメリカが原子爆弾を完成させて日本に使用したということは、完全敗北を意味することになり、この情報は軍部にとっては非常に都合の悪いものということになります。日本国民の生命より自らの組織のエゴが優先されたという事です。先日放送された池上彰先生の番組によると、8月9日の長崎への原爆投下の翌日の新聞記事はなんと数行だけの「ベタ記事」であったということです。もう敗戦は決定的であったにも関わらず、軍部だけではなくメディアまでもが最後まで国民の戦意高揚を続けていたということです。

この2と3の内容に関しては、2011年にNHKの特集でTV放送されていますが、世間に浸透しているとは言い難く、もっとたくさんの日本人に知ってもらう必要があると考えています。

いわゆる東京裁判は事後法による先勝国の裁判であり、インドのパール判事が指摘するまでもなく、罪刑法定主義の観点から、裁判の根拠となるロジックが破綻しているのは明らかです。

これは戦勝国による「俺たちをこんな目に遭わせやがって」という復讐の裁判と断言していいでしょう。「平和に対する罪」「人道に対する罪」という表現が使われていますが、中身を見れば要するに「戦勝国に対する犯罪」なのです。では、国家の戦争という選択の結果、犠牲となった310万人の日本国民への責任は誰がどういう形で取ったのでしょうか。公式には日本はサンフランシスコ講和条約で東京裁判の結果を受け入れたことになっていますが、「東京裁判は戦勝国の事後法による裁判だから日本に戦犯はいません」と主張する人がいます。確かに東京裁判という枠組みの中ではそうかもしれません。ではそれで終わりなのでしょうか。ここで紹介したような、国家の誤った選択の結果生じた国民の多大な犠牲に対する検証、責任追及は全く行われていないのです。「強い日本を取り戻そう」などと威勢のいいことを主張する前に、戦勝国によって行われた東京裁判とは別途、あの戦争について日本人自身で検証し学び直す必要があるのです。

4. 靖國神社でなければダメなのか

8月15日は68回目の終戦記念日となりましたが、そもそも1945年8月15日は日本の終戦の日ではないことはほとんど知られていません。終戦の日は、東京湾上の米戦艦ミズーリで日本全権の重光葵外務大臣と梅津美治郎参謀総長が降伏文書に調印した1945年9月2日なのです。従って海外では9月2日が日本の降伏の日、つまり第二次世界大戦の終戦日として認識されています。韓国に関しては日本からの独立を回復した8月15日が光復節となっていますが、日本は1910年に韓国を統治下に置いたものの、交戦はしていません。従って戦勝国に韓国は含まれていないのです。

戦前の靖國神社は内務省と陸海軍により管理されていましたが、戦後は国家と何らの関係のない宗教法人となっています。これもあまり知られていませんが、靖國神社に祀られているのは全ての戦没者ではなく、国家のために戦って亡くなった方々なのです。要するに軍人や軍属のことです。さらに、国により戦争のために徴用された方々も含まれています。これらの戦没者の方々に「英霊」という名が使われていますが、空襲や原爆により犠牲になった多数の一般市民の方々は祀られていないのです。先般、靖國神社に参拝した閣僚のコメントに「戦没者をどう慰霊するかは純粋な国内問題だ」というのがありました。その慰霊対象の戦没者には、空襲や沖縄戦、原爆で犠牲になった多数の非戦闘員である方々は含まれていないことをご存じなのではないでしょうか。

1985年8月15日に当時の中曽根首相は靖國神社へ「公式」参拝を行いました。同元首相は自著で「靖國神社論は、戦争に行った人間には、そうではない人間とは別の心情がある。戦友が戦死した経験とか、開戦や終戦における心境があるからね」と述べています。同元首相は海軍主計少尉として南洋で実戦も経験しています。さらに、戦後の日本の総理大臣で戦争の実戦経験があるのは同元首相だけであり、「戦争に行ってきた人間として、一回は国の代表として参拝しなければいかんという信念であった」と述べています。

靖國参拝が問題になり始めたのは、いわゆる「A級戦犯」と呼ばれる人々が1978年に合祀されてからです。中曽根元首相は「A級戦犯分祀論者」であり、東京裁判の正当性はともかく、「A級戦犯」と称される人たちが合祀されていることが問題になっているのだから、分祀できないかということを経験した松平永芳宮司に働きかけています。しかし宮司の主張は「一度合祀したものはまた分祀することなどできない」というものでした。ちなみこの松平宮司は「A級戦犯」を合祀した当事者の宮司でもあります。

昭和天皇はこの「A級戦犯」の合祀に対して不快感を示されたことがいわゆる「富田メモ」で明らかになっています。実際、昭和天皇はそれまで定期的に参拝を行っていたのにも関

らず、「A 級戦犯」合祀後は一度も参拝していません。中曽根元首相も自著で「天皇は A 級戦犯が祀られているので参拝を避けられたのです。事実、私はそうであったと思います。」と述べています。右寄りの人たちの中にはこの解釈を否定する人もいますが、そもそも法的正当性に疑問のある東京裁判の「A 級戦犯」指定に関わらず、昭和天皇はこの「A 級戦犯」と呼ばれる 14 名の戦前の言行やその決断について、自らの直接の経験を通じ十分に承知しているのです。従って、この 14 名の中に昭和天皇が合祀を不快と思う人物が存在していても全く不思議ではないと考えます。それは連合国の「A 級戦犯」指定の理論が正当かどうかなどは別問題なのです。

前述したように、靖國神社に参拝するだけでは全ての戦没者に尊崇の念を表し、追悼することにはなりません。空襲や沖縄戦、原爆で犠牲となられた多数の一般市民は祀られていないからです。従って、靖國神社の参拝に拘ることなく、日本人それぞれが戦争の歴史を学び、「全ての」戦没者に追悼の意を表し、この犠牲を無駄にしないためにどうしたらよいかを考えることが最も大切なのです。